

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

- 令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。



2022年9月30日まで

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割

2022年10月1日から

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等※	1割

被保険者全体の約20%

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります

窓口負担割合が2割となる方には、負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。
- 2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、栃木県の場合、令和4年9月~10月ごろに申請書を郵送する予定です。申請書が届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1カ月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 ⑤ (③-④)	2,000円

ご注意ください!

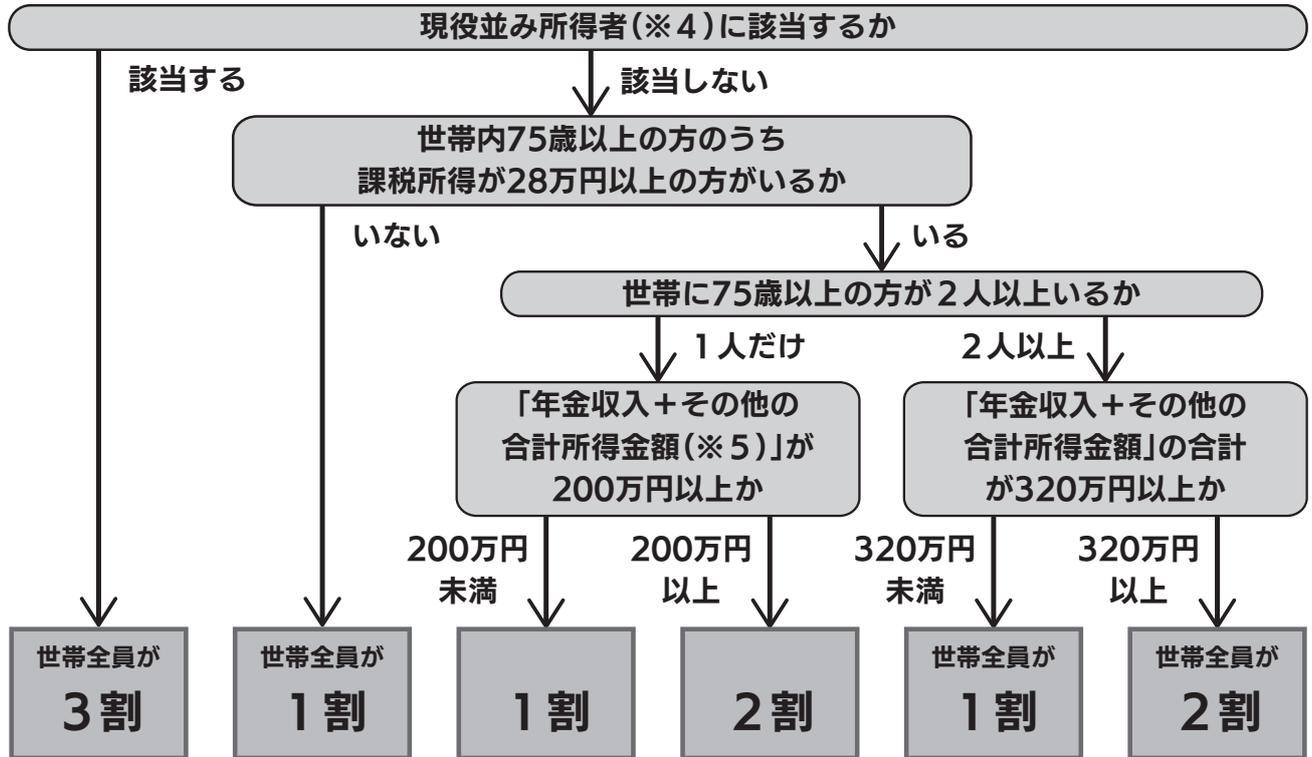
- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳などをお預かりすることは**絶対にありません**。
- ATMの操作をお願いすることは**絶対にありません**。

配慮措置

1カ月5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは、主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方(※1)の課税所得(※2)や年金収入(※3)をもとに、世帯単位で判定します(令和3年中の所得をもとに、令和4年8月ごろから判定が可能になり、9月ごろに被保険者証を送ります)。



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは、75歳以上の方(65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)
- ※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方
- ※5 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額

見直しの背景

- 2022年度(令和4年度)以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

くわしくは **厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719**

または 県後期高齢者医療広域連合 ☎028-627-6805
市保険年金課 資格管理係 ☎0288-21-5110

※不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください

75歳以上人口の増加

